

柏市選挙管理委員会 令和元年第5回臨時会 会議録

| | |
|--------|------------------------------------|
| 会議年月日 | 令和元年7月27日（土） 午前10時05分 |
| 会議場所 | 柏市中央体育館管理棟1階 応接室 |
| 日 程 | |
| 1 | 開会 |
| 2 | 報告 |
| 報告第1号 | 専決処分について(選挙人名簿から抹消することについて) |
| 報告第2号 | 専決処分について(投票所の投票立会人の変更について) |
| 報告第3号 | 専決処分について(投票所の投票立会人の選任について) |
| 3 | 議事 |
| 議案第1号 | 選挙人名簿から抹消することについて |
| 議案第2号 | 選挙人名簿に登録する者を定めることについて |
| 議案第3号 | 直接請求に必要な選挙人の数について |
| 議案第4号 | 四箇月転出者の随時抹消について |
| 議案第5号 | 選挙長及びその職務代理者の選任について |
| 議案第6号 | 投票所について |
| 議案第7号 | 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について |
| 議案第8号 | 投票所の投票立会人の選任について |
| 議案第9号 | 投票用紙の様式について |
| 議案第10号 | 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について |
| 議案第11号 | 期日前投票所について |
| 議案第12号 | 期日前投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻の繰上げについて |
| 議案第13号 | 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について |
| 議案第14号 | 期日前投票所の投票立会人の選任について |

- 議案第15号 不在者投票を記載する場所について
 議案第16号 不在者投票の時間の特例を定めることについて
 議案第17号 開票事務を併せて行う選挙会の場所及び日時について
 議案第18号 ポスター掲示場の設置場所について
 議案第19号 ポスター掲示場におけるポスターの掲示開始日について
 議案第20号 選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について
 議案第21号 選挙運動に関する支出金額の制限額について
 議案第22号 選挙管理委員会委員長の執務場所について

4 閉会

| | |
|------|--------------------------|
| 出席委員 | 榊 隆夫，前之園 明良，伊藤 美八江，夏目 琴美 |
| 欠席委員 | なし |
| 出席書記 | 有賀 浩一，小野 健一郎，岡田 重文 |

1 開会

榊委員長が遅れて出席するため、前之園委員長代理が挨拶及び開会の宣言をした。

2 報告

(1) 報告第1号 専決処分について（選挙人名簿から抹消することについて）

ア 前之園委員長代理が報告案件を提出し、事務局に内容の説明を求めた。

イ 有賀事務局長が報告案件を朗読の上、内容の説明を行った。

ウ 前之園委員長代理が委員全員に異議がないことを確認し、報告案件は原案のとおり承認された。

(2) 報告第2号 専決処分について（投票所の投票立会人の変更について）

ア 前之園委員長代理が報告案件を提出し、事務局に内容の説明を求めた。

イ 有賀事務局長が報告案件を朗読の上、内容の説明を行った。

ウ 前之園委員長代理が委員全員に異議がないことを確認し、報告

案件は原案のとおり承認された。

(3) 報告第3号 専決処分について（投票所の投票立会人の選任について）

ア 前之園委員長代理が報告案件を提出し、事務局に内容の説明を求めた。

イ 有賀事務局長が報告案件を朗読の上、内容の説明を行った。

ウ 前之園委員長代理が委員全員に異議がないことを確認し、報告案件は原案のとおり承認された。

3 議事

(1) 議案第1号 選挙人名簿から抹消することについて

ア 前之園委員長代理が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 前之園委員長代理が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(2) 議案第2号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(3) 議案第3号 直接請求に必要な選挙人の数について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(4) 議案第4号 四箇月転出者の随時抹消について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(5) 議案第5号 選挙長及びその職務代理者の選任について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(6) 議案第 6 号 投票所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(7) 議案第 7 号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(8) 議案第 8 号 投票所の投票立会人の選任について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(9) 議案第 9 号 投票用紙の様式について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(10) 議案第 10 号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(11) 議案第 11 号 期日前投票所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(12) 議案第12号 期日前投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻の繰上げについて

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 委員から、期日前投票所毎に異なる開始時刻及び閉鎖時刻はどのように選挙人に周知しているかとの質問があり、事務局から「市広報、市公式ホームページのほか、投票所整理券に記載することで詳細にお知らせしている」旨を回答した。

エ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(13) 議案第13号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(14) 議案第14号 期日前投票所の投票立会人の選任について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(15) 議案第15号 不在者投票を記載する場所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(16) 議案第16号 不在者投票の時間の特例を定めることについて

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(17) 議案第17号 開票事務を併せて行う選挙会の場所及び日時について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(18) 議案第18号 ポスター掲示場の設置場所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(19) 議案第19号 ポスター掲示場におけるポスターの掲示開始日について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(20) 議案第20号 選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(21) 議案第21号 選挙運動に関する支出金額の制限額について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(22) 議案第22号 選挙管理委員会委員長の執務場所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 有賀事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

4 閉会

榊委員長から閉会の宣言があり、第5回臨時会は、午前11時20分に閉会した。